

厚岸町選挙管理委員会告示第41号

平成28年8月3日執行の釧路十勝海区漁業調整委員会委員選挙における投票所の開
閉時刻を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第2項の規定により、次のと
おりそれぞれ繰り上げ及び繰り下げる。

平成28年7月20日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第1投票区	午前9時00分	午後4時00分
第2投票区	午前9時00分	午後4時00分
第3投票区	午前9時00分	午後4時00分
第4投票区	午前9時00分	午後4時00分
第5投票区	午前9時00分	午後4時00分
第6投票区	午前9時00分	午後4時00分
第7投票区	午前9時00分	午後4時00分
第8投票区	午前9時00分	午後4時00分
第9投票区	午前9時00分	午後4時00分
第10投票区	午前9時00分	午後4時00分
第11投票区	午前9時00分	午後4時00分